する。）による申請者（建設工事の申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者）は、申請書に郵送による申請の添付書類を添付した上で、希望する区域内の別記２に掲げる提出場所のうちのいずれか１か所に提出することとする。

⑶　郵送による申請の添付書類

①　契約の種類　建設工事

ⓐ　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し（雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれの当該事実を証明する書類）

ⓑ　工事経歴書

ⓒ　営業所一覧表

ⓓ　納税証明書その３等又はその写し

ⓔ　建設共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体による場合に限る。）

ⓕ　適格組合証明書の写し（官公需適格組合による場合に限る。）

ⓖ　企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し（グループ経営事項審査の結果による場合に限る。）

ⓗ　企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書の写し（持株会社化経営事項審査の結果による場合に限る。）

ⓘ　合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限る。）

なお、「物品の製造・販売業者等のうち、『畳工事』、『厨房工事』、『衛生施設等の工事』に準ずる行為を行う者」又は「建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項ただし書の規定により建設業者とみなされる者」については、ⓐの書類に代えて、次のⓙ～ⓚの書類を添付するものとする。

ⓙ　登記事項証明書又はその写し（法人の場合）

ⓚ　財務諸表類（直前２年度分）

平成29・30年度において競争参加資格の等級決定を受けている建設業者で、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者のうち、更生手続及び再生手続き（以下「更生手続等」という。）の開始の決定以後に再度の競争参加資格の申請を行う者については、次の⑴～⑷の書類を合わせて添付するものとする。

⑴　更生手続等開始の決定書の写し

⑵　貸借対照表及び損益計算書

⑶　更生手続等開始の決定時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類

②　契約の種類　測量・建設コンサルタント等

ⓐ　測量等実績調書

ⓑ　技術者経歴書

ⓒ　営業所一覧表

ⓓ　登記事項証明書又はその写し（法人の場合）

ⓔ　登録証明書等又はその写し（各種登録規程等法令に基づき登録等を受けていることを証明する書類）

ⓕ　納税証明書その３等又はその写し

ⓖ　財務諸表類（直前１年度分）

［注］

申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類をもってⓓ及びⓔに掲げる書類並びにⓑ及びⓖに掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができる。

イ　測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）第55条の５第１項の規定により測量業者として登録を受けた者をいう。）

測量法第55条の８に規定する書類の写し

ロ　建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

建設コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

ハ　地質調査登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

地質調査業者登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

ニ　補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

補償コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

⑷　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語により記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

②　添付書類のうち金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

４　競争に参加することができない者

⑴　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

⑵　次の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）

①　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

⑥　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書若しくは添付書類又は資格審査用データ中の資格決定に関する重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑶　建設工事に係る競争については、次の各号の一に該当する者

①　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第一の一の２に規定する審査基準日が平成29年６月30日以後のもの、随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては告示第一の一の２に規定する審査基準日が申請をする日の１年７月前の日以後のもの。（ただし、経営事項審査の総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る（当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものでそれぞれ当該事実を証明する書類を併せて提出できる場合を除く。）。）を受けていない者（ただし、「物品の製造・販売業者等のうち、『畳工事』、『厨房工事』、『衛生施設等の工事』に準ずる行為を行う者」又は「建設業法第３条第１項ただし書の規定により建設業者とみなされる者」については除く。）

②　①に記載する審査を受けている者のうち、３⑵に掲げるいずれかの方法によって申請を行う場合において、建設業法施行規則第21条の４に規定する総合評定値通知を受けていない者

⑷　測量・建設コンサルタント等に係る競争については、営業に関し法律上必要な資格を有しない者

５　競争参加者の資格及びその審査

⑴　競争に参加できる者の資格審査は、別記２の窓口において閲覧に供する付与数値表の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行うものとする。

⑵　競争に参加できる者の資格は、上記⑴の合計点により別記３の区分⑴に基づいて格付けをする。

⑶　競争に付そうとする契約の予定価格が、別記３に掲げる範囲（別記３の１～３の⑵をいう。）に該当する競争に参加するためには、原則として、別記３に掲げる等級に格付けされていることを要するものとする。

６　資格審査結果の通知

「等級決定通知書」により通知（郵送）する。